

令和2年4月27日

ご利用者・ご家族様

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団
友愛のさと診療所長 平野 浩一

新型コロナウイルス感染症への対応について (友愛のさと診療所)

新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、様々なお協力をいただき、ありがとうございます。

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、静岡県内での新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。浜松市におきましても、さらなる感染予防対策がとられています。

当診療所では、職員の健康管理や施設内の消毒の徹底、「3つの密」(密集、密閉、密接)を作らない等、感染予防を強化しておりますが、全国的には医療機関でのクラスターも発生しています。

ご利用者並びにご家族等関係される方におかれましては、診療を継続するため、引き続き下記事項へのご協力をお願いします。

記

1 手洗い、うがい、咳エチケットの励行

感染予防対策の基本である手洗いやうがい、マスクの着用(できる限り)をお願いします。

2 感染症拡大の防止

診療所での感染症を防止するため、次のような方(同居の家族を含む)は、建物に入る前に、診療所(053-586-8801)へご連絡ください。

- ① 発熱(37.5℃以上)、のどの痛み、においや味がしない、咳が長引いている(1週間前後)、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- ② 新型コロナウイルス感染症で行政の監察下にある、または、あった方
- ③ 2週間以内に特定警戒都道府県^{※1}や海外渡航をされた方
- ④ 2週間以内に特定警戒都道府県^{※1}への往来や海外渡航をされた方と接触があった方

※1 特定警戒都道府県:東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県

また、診療所への感染症の持ち込みを防ぐため、次のような措置を行いますので、ご協力願います。

入室前の検温等

診療所での感染症を防止するため、正面玄関で、入館者全員の検温を行います。また、併せて、ここ 2 週間程度の体調の確認を行います。(同居家族を含む。)

検温結果や体調確認の状況により、受診についてのご相談をさせていただきます。

3 電話診療等

(1) 電話診療

新型コロナウイルス感染症の影響で来所できない方に対応するため、電話による診療を行っています。既に診療予約をされている方も電話診療に切り替えることもできます。

電話診療の対象は、既に継続的に受診している方で、予約時間に電話にできる方とさせていただきます。

(2) 電話による処方せん発行

新型コロナウイルス感染症の影響で来所できない方に対応するため、電話による処方せん発行を行っています。

電話による処方せん発行の対象は、既に継続的に受診している方で、予約時間に電話にできる方とさせていただきます。また、直近の診察で処方されているお薬に限ります。

3 耳鼻咽喉科、眼科診療について

耳鼻咽喉科と眼科の診療は長時間のお濃厚な接触となる場合がありますので、緊急な診療が必要な場合を除き、休診とします。

4 グループ診療の中止

グループ診療は、中止しております。

5 帰国者・接触者相談センター

帰国者・接触者相談センター 053-453-6118(浜松市にお住まいの方)

症状が出てから4日を過ぎても症状が長引き、強いだるさやせき・息苦しさが続くようであれば、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方は、重症化しやすいため症状が2日程度続く場合は同様に相談してください。

「帰国者・接触者相談センター」に連絡したときは、施設にも連絡をお願いします。

6 情報の提供

ご利用者やご家族の感染に係る情報を国（厚生労働省）や浜松市等へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

※ 今後、浜松市内で新型コロナウイルスの感染者数が増加した場合には、さらなるご協力をお願いすることもあります。

※ 静岡県や浜松市の方針に従い、施設利用の継続に努めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。